

ケアマネジメントについての課題

【介護支援専門員】

- アセスメントが十分にできていないため、適切なケアプランが作成できない。
- 介護支援専門員の資質に差がある。

【保険者】

- ケアマネジメントについての理解が十分でないため、適切なケアプラン点検を実施できない。

都ガイドラインの策定

平成26年3月に「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（以下「都ガイドライン」という。）を策定

※都ガイドラインでは、ケアプランに着目したケアマネジメントの質の向上について記載

都ガイドラインを活用したケアプラン点検の特徴

特徴1

ケアプラン点検で、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図る

特徴2

専門職でなくてもケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できる

都ガイドラインを活用したケアマネジメントの質の向上の取組

介護支援専門員向け

＜ケアマネジメントの質の向上研修会＞

区市町村が推薦する介護支援専門員に対し、都ガイドラインを活用した自己点検及びケアプラン点検の方法に関する研修を実施

【29年度実績】 312人（2回）

【30年度規模】 350人（2回）

※NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会に委託して実施

効果

- 介護支援専門員が適切なアセスメントを行い、利用者の自立支援を図るケアプランを作成できるようになる。
- 保険者がガイドラインを活用したケアプラン点検に円滑に取り組める。

保険者向け

＜ケアプラン点検研修会＞

新任ケアプラン担当者などを対象に、都ガイドラインを活用したケアプラン点検の方法やケアマネジメントの基本的知識に関する研修を実施

【29年度実績】 85人（1回）

【30年度規模】 第1回 130人（1回）

第2回 130人（1回）

効果

- 保険者がケアマネジメントについての知識を習得することができる。
- 適切なケアプラン点検を実施することができる。

＜ケアプラン点検実施のための専門家の派遣＞

介護給付の適正化に資するため、保険者が都ガイドラインを活用したケアプラン点検を円滑に実施できるよう、専門的な助言を行う人材を区市町村に派遣し、保険者支援を行う。

【29年度実績】 1区市町村

【30年度規模】 5区市町村

効果

- 専門職でなくてもケアプラン点検を適切かつ円滑に実施できるようになる。

【ケアプラン点検の流れ】

(1) 保険者の事前準備

(2) 介護支援専門員の面談準備

(3) 保険者の面談前準備

(4) 面談

(5) 面談後

専門家

専門家

30年度
スケジュール
(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ケアマネ 向け研修						← ケアマネ向け研修(2回) →						
保険者 向け研修		研修								研修		
専門家の 派遣						← 保険者支援・専門家派遣(5か所) →						